

三協・立山健康保険組合理事長 殿

誓 約 書

健康保険の扶養申請にあたり、下記の通り誓約します。

下記誓約内容に反した場合は認定日に遡って資格を取り消されることに一切の異議申し立てはいたしません。また、当該期間中に受けた保険給付・保健事業費等を全額返還いたします。

記

1. 就職した場合や認定基準を超える収入があった場合は、速やかに被扶養者から外す手続きをします。
2. この度の扶養申請に際し、雇用保険失業給付の取り扱いが被扶養者認定資料に記載した通り相違ありません。
3. 失業給付受給の際は雇用保険受給資格者証の写しを提出します。
また、失業給付の基本手当日額が3,612円以上（60歳以上・障害者は5,000円以上）の場合はすみやかに「被扶養者届」と被保険者証を提出し、被扶養者から外す手続きをします。
4. 扶養申請時に失業給付の受給放棄と申し出ていた予定を変更する場合、上記「3.」に準じて手続きを行います。
5. 離職票Ⅰ・Ⅱ（又は資格喪失確認通知書）、雇用保険受給資格者証、受給期間延長通知等雇用保険関係書類は4年間大切に保管し、三協・立山健康保険組合より提出を求められた場合にはすみやかに提出します。

以上

令和 年 月 日

記号： _____ 番号： _____

事業所名： _____

被保険者名（自署）： _____

認定対象者： _____